

ヴァージニア州の民間警備業法の概要

アメリカの警備業法については、ヴァージニア州が多州に先行して有効な「法制」をしたという定評があり、そのため、多くの州が次々にヴァージニア州に倣い、法制化を進めている。

その特質は、詳細かつ厳しい制度や規制を設定しておいて、その実行の大部分は民間に委ねるというものであり、厳格な法制のもとでの徹底した民営化が進められている。

特に、民間警備業者の社員に対して、火器を携行し行使することを容認していることもあり、法律によって企業及び従業員の身分、責任、権限、罰則等が事細か規定されており、特に、警備員の職権については厳しい規制が課されている。

ヴァージニア州の警備業法の概要は以下のとおりである。

(1) 用語の定義

① 職権又は職員の区分等（登録職：10種類、認定職：6種類）

【登録職】：民間警備業務の登録職権又は登録職員

ア 武装警備職

職務の遂行に際して、本章の規定に従って火器を携行し又は自ら行使することができる権限又は職員

イ 武装現送職

速達する必要がある証書その他の書類、有価又は非有価物件、その他小型の有価品目を、武装して現送し又は武装現送業務を提供することができる職権又は職員

ウ 装甲車職

現金、有価証券又はその他の貴重品を、一地点から他の地点まで高度の警備のもとに確実に配達する輸送を行い、又は、そのような輸送業務を提供することができる職権又は職員

エ 警備犬取扱職

警備犬を駆使して民間警備業務を遂行することができる職権又は職員

オ 秘密調査職

下記事項について調査し又は情報収集を行う業務に従事することができる職権又は職員

a 罪状又は違法行為

b 盗難品の所在、配置又は回復

c 人身又は財産に係る事故、火災、損壊又は傷害の原因

d 法定、会議、幹事会又は調査委員会に提起する証拠

カ 身辺警護職（要人警護専門職／個人警護専門職）

人の身体、生命に対する危険を身辺において防護することができる職権又は職員

キ 発報対応職

顧客の家屋、事業所又は地所等への侵入を監視している警報の発信があった場合に、現場に急行して対応措置を探ることができる職権又は職員

ク 中央監視所司令職

強盗警報信号装置、強盗警報装置又はその他の電気的、機械的又は電子的装置を監視することによって、下記の業務を遂行する職権又は職員

a 強盗、窃盗、万引、置引又はその他の被害を防止又は監視する

b 不審者の侵入を防止又は監視する

c (主たる使命) その他の非常事態に対処するために必要な関係者の出動を要請する

コ 電子警備機器販売職

民間警備会社々員として、顧客に対して電子警備警備機器の販売に当たる職権又は職員

サ 電子警備技術職

電子警備機器の取り付け、維持費理、整備又は修理に当たる職権又は職員

【認定職】：民間警備業務の認定職権又は認定職員

ア 非武装警備員

警備業務において職務遂行上火器を携行し又は行使する権限を有しない場合の職権又は職員

イ 電子警備員

電子警備会社に雇用され、顧客の電子警備設備の設計、規模、格調、識別符号、宛名票、配置図等に関する情報を閲覧することができる職権又は職員

ウ 電子警備技術職補佐員

終始、電子警備技術職の監督のもとにおいて、電子警備設備そのものについては一切責任を負わない労務者として勤務する職権又は職員

エ 検定官

民間警備会社の社主又は被傭人で、民間警備業に必要なあらゆる法的要件について検定し、その結果を保障することができる職権又は職員

オ 教官（民間警備業務教官）

州刑事司法部の認定を受けた民間警備訓練学校において民間警備業務遂行上必要な義務訓練を、担当することができるよう州刑事司法部の認定を受けた職権又は職員

カ 民間警備訓練学校

本章の規定に従って、民間警備業の従業員として必要な最小限の訓練課目について訓練を行うことを最小限備えていることを州刑事司法部によって認定された訓練学校、ただし、民間警備業の従業員として必要な各種の職権又は職員のうちある特定のものについて必要な最小限の訓練課目の訓練を行うことを最小限備え

ていることを州刑事司法部によって認定された訓練学校については、単に認定訓練学校という。

【その他】一般の職権又は職員

ア 民間警備員

非武装警備員、武装警備職、武装現送職、装甲車職、警備犬取扱職、秘密調査職、身辺警護専門職、発報対応職、中央監視所指令職、電子警備員、電子警備販売職、電子警備技術職又は電子警備技術補佐員として民間警備会社に雇用されている者

イ 警備職員

契約によって人身警護又は財産の保全、地所内にある有形無形の私有財産の盗難、紛失又は潜入を防止するために民間警備会社に雇用されている者

ウ 店舗監視員

本章に規定する警備職員の一種

エ 警備犬チーム

民間警備業務に従事する警備犬取扱職と警備犬の組み合せ

オ 監視人

民間警備会社において直接的又は間接的に登録又は認定警備職員を監視監督する職権又は職員

カ 認定訓練学校事務長

認定訓練学校の行政管理事務統括の責務に任ずる職権又は職員

キ 当主

経営者、ヴァージニア州企業委員会に職員又は役員として個人名を登記されている企業の代表者、協会員、免許を有する企業主又は免許を申請している企業主等

【州刑事司法関係】

ア 州刑事司法部

ヴァージニア州刑事司法部又はその下部機構

イ 委員会

ヴァージニア州の警備司法委員会又はその下部機構の主任行政管理官

ウ 役員

ヴァージニア州刑事司法部又はその下部機構の主任行政管理官

② 職権の認可等

ア 登録（証）

本章の規定による登録の区分ごとに必要な最小限の要件を備えていることを確認する証明（書）、登録の区分は下記のとおりの種類

- | | | |
|----------|------------|-----------|
| a 武装警備職 | e 秘密調査職 | i 電子警備販売職 |
| b 武装現送職 | f 身辺警護専門職 | j 電子警備技術職 |
| c 警備犬取扱職 | g 発報対応職 | |
| d 装甲車職 | h 中央監視所指令職 | |

イ 認定（証）

下記の認定の区分ごとに必要な最小限の要件に適合する資格を有することを明示する証明（書）

- | | | |
|------------|----------|--------------|
| a 民間警備訓練学校 | c 検定官 | e 電子警備員 |
| b 民間警備業務教官 | d 非武装警備員 | f 電子警備技術職補佐員 |

ウ 証明（書）

- a 火器訓練証明（書）

けん銃、散弾銃又は両者の初度訓練又は現任訓練を適正に修了したことの証明（書）

- b 訓練認定証

本章に規定するいずれかの種類の訓練を適正に修了したことの証明（書）

エ 免許（証）

民間警備会社として州刑事司法部が認可して発行した免許（証）

③ 事業又は業務の区分

ア 会社

民間警備事業免許の取得、更新又は復旧を申請している企業（その編組の内容の如何を問わない）、この際、すでに有効な免許を有する場合には免許を有する会社

イ 民間警備業（会社）

装甲車職、警備職（武装警備員、非武装警備職、店舗監視員等を含む）、身辺警護専門職、秘密調査職、武装現送職、警備犬取扱職、発報対応職、中央監視所指令職、電子警備員、電子警備販売職、電子警備技術職又は電子警備技術補佐員を提供し又は提供することを請負う事業又は事業主

ウ 電子警備業（会社）

下記の事業に従事する職権又は職員あるいは下記の事業を請負う事業主

- a 顧客の電子警備設備の設置、維持費理、整備、設計又は診断を行なう。
- b 顧客の電子警備設備の発報に際して直接対応行動をとるか又は対応行動をとる仲立ちをする。
- c 顧客の電子警備設備の設計、規模、格調、識別符号、宛名票又は配置図に関する秘密の情報を閲覧する権限を有する。

（5）職権の登録のための手続き及び要件

（発報対応職、中央監視所指令職、電子警備販売職及び電子警備技術職の場合）

① 「特定の職権」を取得するための初度登録に必要な最小限の要件

ア 18歳以上であること。

イ 刑事司法局に現住所を申告すること。（私書箱宛名は不可）

ウ 刑事司法局に所定様式により2個の指紋票を提出すること。

エ 申請した登録区分に必要な研修を有效地に修了すること。

※ 発報対応職、中央監視所指令職、電子警備販売職又は電子警備技術職のいずれかの登録を希望する者は、最小限の義務訓練を修了するまでの間、刑事司法局に

対して所定様式による指紋を提出している限り、90日以内の雇用を受けることができる。ただし、この場合、正規の登録の申請は、所定の訓練終了後10日以内に州刑事司法局に提出しなければならない。

② 追加を希望する職権を取得するための申請及び認定

- ア 追加の登録又は認定を希望する職権に係る入門研修を有効に修了すること。
- イ 所定様式の申請を刑事司法局に提出すること。
- ウ 所定の掛け捨ての申請料金を州刑事司法部に納入すること。
- エ 既往の登録の更新の申請時に、併せて追加の職権に係る登録又は認定を希望する場合には、申請料金を二重払いする必要はない。

③ 犯罪歴の調査

刑事司法局は、登録の申請を受理した場合、申請者の指紋票を州警察に提出して、ヴァージニア州犯罪記録所及び連邦犯罪記録所による有罪判決歴の調査を申請する。

提出した指紋票が判定不可能な場合には、申請者は新たな指紋票を作成し、さらなる掛け捨ての申請料金を添えて提出しなければならない。この際、判定不可能とされた指紋票が再提出して判定されたものと一致した場合には、申請料金を二重払いする必要はない。また、装甲車職の登録更新申請の場合にかぎり、申請者の有罪判決歴の有無をヴァージニア犯罪記録所及び連邦犯罪記録所が調査して判定する。

④ 仮登録

刑事司法局は、登録の申請者が本章第4部に規定する条件及び要件を充たしている場合には、州及び連邦による指紋認査が終了するまでの間、120日以内の範囲において仮登録の通告を行なう。

⑤ 登録取得者の義務及び責任

登録取得者は、常時、下記事項に従わなければならない。

- ア 職務遂行中は、常時、有効な登録書を携帯しなければならない。
- イ 発報対応職、中央監視所指令職、電子警備販売職又は電子警備技術職としての登録書を必要とする者は、刑事司法局所定の書式により指紋票を提出しているかぎり、最小限の義務訓練基準を修了するまでの間に90日以内に限り雇用を受けることができる。この際、登録の申請は、所定の訓練修了後10日以内に刑事司法局に提出しなければならない。
- ウ 登録によって認可された職権は、免許を有する民間警備会社に雇用されている間にかぎり、かつ、当該会社の顧客のためにのみ行使されなければならない。ただし、これは、武装警備職として登録されている者が、本章に規定する免許を有しない会社に雇用されることを禁ずるものと解釈するには及ばない。
- エ 職務遂行中にかぎり、かつ、有効な火器認定書を所持しているときにかぎり、火器を携行し又は自ら火器を行使する権限を有するものとする。
- オ 登録者を雇用している免許を有する民間警備会社の認可を得て職務を遂行中の者にかぎり、かつ、本章の規定に従うかぎりにおいて、火器を秘匿して携行することができる。
- カ 火器は、職務遂行中にかぎり、公共の衛生、安全及び福祉を阻害しないような

方法で運搬し、携行し、使用しなければならない。

- キ 登録者は、火器を発砲した事案については、訓練中の場合を除いて、すべて雇用主に報告しなければならない。
- ク 逮捕を認可されている場合には、法律の規定を十分に遵守し、かつ、必要最小限の強制力を行使して逮捕に任じなければならない。
- ケ 登録者や、法律執行官若しくはその他の政府職員であるということを示唆するような（紛らわしい）言葉、行動又は風采を駆使して行動してはならない。
- コ 登録者は、職務遂行中に、法律執行官、州刑事司法局係員又は顧客から要請を受けた場合には、その登録証を提示しなければならない。
- サ 登録者は何人に対しても損失、傷害又は死亡をもたらすような不正行為や不注意な行為をしてはならない。
- シ 民間警備会社の社員は職務遂行中に制服を着用する必要はない。しかしながら、職務遂行上、免許を有する民間警備会社の軍服や法律執行官服に類似した制服を着用する場合には、下記の規定に従わなければならない。
- a 登録者（ただし、装甲車職を除く）を雇用している免許を有する事業所の名称を明白に示すような記章を最小限1個、登録者の名札又は最小限登録者の名字及び洗礼名・中間名の頭文字を記したテープを外衣に装着しなければならない。ただし、荒天に対処するために雨衣を着用する場合は、このかぎりではない。
- b 名札等に、「警察」という用語又は他の「司法職員」であることを示唆するような用語を用いること、「警備員」と言う場合以外に「職員」という用語を用いること、州の正規の司法機関職員の制服の記章や貼票の類似物を用いることなどがあつてはならない。
- ス 登録者が、民間警備業務を遂行するために用いる車両の点滅灯は、本章に規定するものにかぎるものとする。
- セ ヴァージニア州が用いているいかなる語標（ロゴ）、便箋、名刺、記章（バッチ）、貼票（パッチ）又は章票あるいはその一部分に類似するものを、登録者の識別や広告などのために用いたり表示したりしてはならない。
- ソ 登録者は、職務執行中以外に、制服、記章、その他の章票を着用してはならない。
- タ 事前に顧客の文書による承認を得ることなくして、免許を有する民間警備会社のサービスの提供を受けている顧客以外の者に、免許を有する民間警備会社及びその被傭人から得た情報を提供してはならない。ただし、司法機関又は州刑事司法部からの正当な公的な要請に基づいて情報を提供することは、本章の規定に対する違反を構成するものではない。また、司法機関に対して現に執行中の刑事活動又は企図している刑事活動に関連して情報を提供することも、本章の規定に対する違反を構成するものではない。
- チ 登録者は、罪状に対する訴訟、不抗弁の抗弁、陪審員による有罪決定、あるいは、重罪又は非行、性犯罪、薬物犯罪、財産の損壊あるいは人身の傷害に関する

軽犯罪に該当する行為のあったことが発覚した場合などに際しては、州刑事司法部及び雇用主の承認機関に対して、30日以内に、文書によって、その事実を報告しなければならない。

ツ 裁判所又は所轄の司法機関の執行部門から民間警備業に関する法規又は法令に違反したために有罪という判決を受けた場合には、州刑事司法部及び企業の検定官に対して、30日以内に、文書によって、その事実を報告しなければならない。

テ 登録者としての職権は、公共の衛生、安全及び福祉を害しないような方法において行使されなければならない。

ト 登録者は、非道徳的、詐欺的、かつ、不誠実な行為に関わってはならない。

ナ 登録者は、他人に対して発行された登録を用いてはならない。また、自らが州刑事司法部によって認定を受けていないにも関わらず、免許を有する民間警備会社の検定官、訓練学校、同校の役員又は教官などであることを標榜して行動してはならない。

二 登録者は、各種の免許、登録、認定、あるいは、検定官、訓練学校、訓練学校役員又は教官としての資格などを取得するために、訓練受講記録を偽造したり、あるいは、他人に偽造することを帮助又は教唆したりしてはならない。

⑥ 写真入身分証明書の再発行の手続き

登録者が写真入身分証明書の再発行を希望する場合は、州刑事司法部に対して下記の手続を行わなければならない。

ア 所定の様式の申請料金の納入

イ 所定の掛け捨ての申請料金の納入

⑦ 登録証の他人への譲渡又は貸与の禁止

登録証は、その書面に姓名を記載された者に対して発行されるものであって、その者が使用する場合にかぎって有効である。登録証は、その書面に姓名を記載された者以外の者に使用させてはならない。また、登録証を他人に譲渡してはならない。

⑧ 姓名及び住所の変更は15日以内に刑事司法局へ届け出

各登録者は、登録の申請に際して、並びに、登録証を取得後は常時、州刑事司法部に対して、その現住所を申告しなければならない。また、姓名及び住所に変更があった場合には、変更日から15日以内に書面をもって州刑事司法部に届け出なければならない。

⑨ 登録の廃止の根拠

州刑事司法部は、登録者が下記に該当した場合には、登録を廃止する。

ア 裁判において重罪又は非行、性犯罪、薬物犯罪、財産の損壊あるいは人身の傷害に関する軽犯罪について有罪となった場合

イ 免許又は登録を受けた管轄地域内において免許又は登録を良好に維持できなくなった場合、科料に処せられた場合、免許又は登録の初度申請の却下、停止、廃止、放棄、不更新の場合、あるいは、バージニアにおいて登録又は認定を申請する以前に懲戒行為により処罰されたことが発覚した場合

ウ その他の廃止するに足る正当な理由のある場合

⑩ 登録の廃止の一時的な免除

州刑事司法部は、非常事態とみなす場合、30日以内にかぎって一時的に登録の要件を満たしていない状態を容認することがある。

⑪ 登録の見直し、一時停止及び取消し

登録者に、ヴァージニア州法及び本章に規定に対する違反及び不服従の懲戒行為があった場合には、改善勧告通知、料金、登録の見直し、一時停止及び取り消し、若しくはそれ以上の措置を講ずることがある。

⑫ 登録の失効、更新及び復旧

⑬ 火器認定証の認定、失効及び更新

(6) 職権の認定のための手続及び要件（非武装警備員、電子警備技術職補佐員及び電子警備員の場合）

① 非武装警備職の初度訓練終了を認定するための要件

ア 非武装警備職として雇用又は使役される者は、非武装警備職としての最小限の義務的訓練基準を適正に修了し、刑事司法局に対して非武装警備職としての認定証の発行を申請しなければならない。ただし、最小限の義務的訓練基準を修了するまでの間に、90日以内にかぎって雇用されることができる。ただし、非武装警備職として免許を有する民間警備業者に正規に雇用される場合には、所定の訓練修了後10日以内に認定の申請書を刑事司法局に提出しなければならない。

イ 非武装警備員の認定証を求める者は、刑事司法局所定の申請書に掛け捨ての手数料を添えて提出しなければならない。この際、申請者は、非武装警備員認定証の発行時点までに下記の要件に適合するか、若しくは、越えていなければならない。

- a 最小限18歳以上であること
- b 刑事司法局に現住所を申告すること（私書箱の宛名は不可）
- c 非武装警備員としての所定の初度訓練を適正に修了していること

② 電子警備技術職補佐員を認定するための要件

ア 電子警備技術職補佐員として雇用又は使役されるためには、事前に刑事司法局所定の様式により指紋処理申請書及び2通の指紋票を提出しなければならない。

イ 電子警備技術職補佐員として雇用又は使役される者は、電子警備技術職補佐員としての最小限の義務訓練基準を適正に修了し、刑事司法局に対して電子警備技術職補佐員としての認定証の発行を申請しなければならない。ただし、最小限の義務訓練基準を修了するまでの間に、90日以内に限って雇用されることができる。

ウ 電子警備技術職佐員補の認定証を求める者は、刑事司法局所定の申請書に掛け捨ての申請手数料を添えて提出しなければならない。この際、申請者は、電子警備技術職補佐員としての認定証の発行時点までに下記の要件に適合するか、若しくは、超えていなければならない。

- a 最小限18歳以上であること
- b 刑事司法局に現住所を申告すること（私書箱の宛名は不可）
- c 刑事司法局所定の様式による2通の指紋票を提出すること